

大分市子どもの学習支援事業指定学習塾募集要項

大分市福祉保健部

1 本事業の趣旨・目的

生活保護受給世帯、就学援助受給世帯及び就学奨励費（支弁区分Ⅰに限る）の中学生等に対し、学習塾の利用に係る経費の一部を助成することにより、子育て世帯の負担軽減を図り、子どもたちに学力を向上するための機会を提供します。

2 本事業の概要

学習塾サービス（教科；国語・社会・数学・理科・外国語（英語））を行う事業者が提供する学習塾費用の一部を助成します。

■対象者

対象者のうち、申請を行い、大分市が決定した者に学習塾費用の一部を助成します。

対 象 要 件	対 象 生 徒 数
次の2点のいずれの要件も満たす者 (1) 大分市内に居住している中学生又は特別支援学校中等部に在籍している者 (2) 生活保護受給世帯、就学援助受給世帯又は就学奨励費（支弁区分Ⅰに限る）に該当する者	約2,500人のうち3割（750人）の利用を見込んでいます。

■学習塾費用助成額

一人当たり学習塾にかかる費用の月額1万円（第3学年又は第3学年に準ずる学年に在籍している場合における7月、8月、12月及び1月については、月額1万5千円）を上限とします。

なお、学習塾費用助成できる学習塾は一人につき1か所に限ります。

3 指定学習塾の指定申請

大分市子どもの学習支援事業での学習塾費用の助成請求を行うためには、大分市子どもの学習支援事業指定学習塾（以下、「指定学習塾」という。）の指定手続きが必要です。

■指定の条件

次のすべてを満たしていることを指定の条件とします。

- (1) 本事業の趣旨・目的に賛同し、対象者となる中学生の学力向上のため良質な学習塾サービスを提供し、子どもを育成する取組みの一翼を担う意思と意欲を持った事業者であること
- (2) 本事業の適正な運営を担うとともに当該サービスの利用に際しての利用者の安全・安心を確保すること
- (3) 中学生を対象とする教科（国語・社会・数学・理科・外国語（英語））の学習塾サービスを有償で提供し、指定学習塾指定以降も継続して学習塾サービスを提供する事業者（法人、個人事業主）であること
- (4) 提供する学習塾サービスが、大分市内において、教室で行う形態のものであること。

- (5) 学習塾サービスを提供する対象者を、親族等の特定の個人に限定していないこと
- (6) サービスの対価として徴収する費用が、明瞭に設定され、それが明示されていること
- (7) 次の書類等の管理が適切に行われていること
 名簿、出席・指導記録等の記録が整備され、生徒の出欠、参加、指導履歴等の管理が適切に行われていること
- (8) 代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれる事業者であること
- (9) 個人情報の保護について万全を期していること
- (10) 納税義務者にあつては、納税すべき税金を完納していること
- (11) 大分市子どもの学習支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）及び本募集要項並びに関係法令を遵守すること

■指定申請書類

法人	①	大分市子どもの学習支援事業学習塾指定申請書（様式第7号）
	②	法人の登記簿謄本または登記事項証明書 【発行後3ヶ月以内のもの】
	③	直近の大分市税完納証明書
	④	誓約書（申請者等に暴力団等いない旨の誓約書）
	⑤	料金表等記載されたパンフレット等

個人	①	大分市子どもの学習支援事業学習塾指定申請書（様式第7号）
	②	代表者の直近の大分市税完納証明書
	③	誓約書（申請者等に暴力団等いない旨の誓約書）
	④	料金表等記載されたパンフレット等
	⑤	直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し）等 ※納税手続きをe-Taxで行っている場合：受付日時・受付番号が記載されているもの ※納税手続きを税務署で行っている場合：所轄税務署の受付印のあるもの ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次の書類を提出。 ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）

※提出書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、油性マジックで塗りつぶすなど、記載内容が判別できないようにしたうえで提出してください。

■提出方法等

- ・指定申請を行う場合は、次の送付先に指定申請書類を送付してください。
- ※提出書類には重要書類が含まれるため、簡易書留等配達確認がとれる方法で送付してください。

□送付先

〒870-1123 大分市大字寒田 415 番地の1
 グリーンコープ生活協同組合おおいた内
 「大分市子どもの学習支援事業運営事務局」宛

■ 指定申請からサービス提供までの流れ

- ・ **毎月15日（消印有効）まで**に指定申請を行い、翌月15日頃までに指定申請に対する通知書（決定、不決定）を送付します。指定学習塾が決定した場合は、**決定の翌月の利用分**から取り扱うことができます。

※指定申請書類に不備がある場合や別途調整が必要な場合などはこの限りではありません。

(例) 4月15日（消印有効）までに指定申請を行った場合

5月15日頃 指定申請に対する通知書（決定、不決定）を送付します。

6月利用分から事業を取り扱うことができます。

■ 提出に関する注意事項

- ・ 提出書類の記入等に関する質問、相談は大分市子どもの学習支援事業運営事務局で対応します。
- ・ 提出された書類を確認し、審査を行います。提出書類に不備、不足等がある場合、審査に時間を要することがあるため、十分に確認のうえ提出してください。

4 指定学習塾への訪問等による調査の実施

■ 指定申請時の調査

大分市は、指定申請書の受付後、指定申請書記載内容等の確認のため、事業者が学習塾サービスを提供する場所等を訪問するなど、必要な調査を行うことがあります。

■ 指定後の調査

大分市は必要に応じて、指定学習塾に対して、利用者の学習塾サービスの利用の状況、指定学習塾が利用者に提供している学習塾サービスの内容の確認、また本事業の改善、効果の測定のため、指定学習塾が学習塾サービスを提供している場所等を訪問するなど、必要な調査を行うことがあります。

※本調査のため、大分市は指定学習塾に対して利用者の名簿、サービス申込書の控え、利用者のサービス利用記録、その他資料の閲覧及び提出を求めることがあります。

※指定申請を行う事業者及び指定学習塾は、本調査に協力しなければなりません。

5 指定学習塾の指定

申請書類等により審査を行い、指定（申請却下）通知書により通知するものとします。

指定された指定学習塾の情報は、利用者に配布する指定学習塾リストに掲載します。

※指定学習塾としての指定は、大分市が当該指定学習塾の提供する学習塾サービスの内容、安全性その他品質を保証したのではなく、指定学習塾は利用者等に対して、大分市がそれらを保証したと誤認させるような方法で広告宣伝、取引の誘引を行うことはできません。

6 指定学習塾の指定の取り消し

指定学習塾が、次のいずれかの事由に該当するときは、大分市は指定学習塾に対し、直ちに指定学習塾としての指定を取り消すことができるものとします。なお、これにより大分市に損害が生じた場合、指定学習塾は当該損害を賠償しなければなりません。

- (1) 政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行う、及びサービス対価の支払いを受けたとき

- (2) 指定学習塾の代表者もしくはその従業員等、その他指定学習塾の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、大分市が指定の取り消しが相当と判断したとき
- (3) 監督官庁から営業の停止または取消の処分を受けたとき
- (4) 「13 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、指定学習塾の地位を第三者に譲渡したとき
- (5) 利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、大分市が指定学習塾として不適当と認めたととき
- (6) 指定学習塾が大分市に申請した所在地に実在しないとき、または大分市に申請した連絡先に大分市から連絡ができないとき
- (7) 指定学習塾の故意、過失の有無にかかわらず、「14 個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたと大分市が判断したとき
- (8) 指定学習塾が提供した学習塾サービスにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらに準じる者が指定学習塾の中に存在すると判明したとき
- (10) 指定学習塾（指定学習塾の代表者その他指定学習塾の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて大分市の信用を毀損し、または大分市の業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき
- (11) その他、実施要綱及び本募集要項に違反したとき

■指定取り消し後の処理

指定学習塾は、指定取り消し後、ただちに、指定学習塾の負担において指定学習塾であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、指定取り消し後に利用者よりこの制度の利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに、当該利用者に対して指定学習塾としての指定が取り消された旨を告知しなければなりません。

7 指定学習塾情報の公開

大分市は、指定学習塾の名称、指定教室名、教室所在地、連絡先、サービス内容等の情報を、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。

8 利用者の資格喪失

大分市は、利用者が不正利用を行った場合又は、利用者が実施要綱に定める利用者の要件を満たさなくなった場合、大分市は利用者としての資格を喪失させることができるものとします。

9 指定学習塾の役割について

- (1) 指定学習塾は、利用者から学習塾サービスの利用を求められた場合、大分市子どもの学習塾支援事業助成決定通知書（以下「助成決定通知書」という。）の写しをとり、中学校の生徒証等により、利用者の氏名、顔写真により、利用者本人であることを確認してください。
- (2) 指定学習塾が利用者に提供する学習塾サービスは、利用者以外の生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- (3) 指定学習塾が利用者に提供する学習塾サービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- (4) 指定学習塾が本事業を利用する生徒に提供する学習塾サービスにかかる料金は、本制度を利用しない生徒に提供する学習塾サービスにかかる料金と同一の設定である必要があり、本制

度を利用する生徒に対してのみ手数料等を上乘せすることは認められません。

- (5) 指定学習塾は、利用者の利用状況が明らかに少なくなった場合は、利用者に連絡等を行い、利用促進をお願いします。それでもなお利用状況に変化がなければ、運営事務局に相談してください。
- (6) 本事業の検証・分析を行うため、運営事務局が行うアンケート調査に協力してください。

10 学習塾費用助成の利用範囲

学習塾費用を助成できる範囲はその月に学習塾が利用者に請求した金額(月謝・教材費・テスト代)とします。

11 学習塾費用助成の利用期間

学習塾費用助成の利用期間は、毎月、サービス提供月の1日から同月末日までとします

(例) 6月分の利用期間 6月1日から6月30日まで

12 利用にかかる請求

■指定学習塾は、次の手続きにより学習塾費用にかかる助成請求を行うこととします。

- (1) 定められた請求書を月締め後10日以内に運営事務局に提出してください。
- (2) 運営事務局は指定学習塾からの請求内容を確認し、大分市に提出します。
- (3) 大分市は請求額が適正であると認められる場合は、提出後30日以内に指定学習塾に対して支払いを行います。

■支払いの取り消し

大分市は、指定学習塾が次のいずれかに該当するときは、指定学習塾に対し、請求の支払いを行わないものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、指定学習塾は、大分市の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- (1) 「14 個人情報保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき
- (2) 「6 指定学習塾の指定の取り消し」のいずれかに該当する疑いがあるとき
- (3) 指定学習塾において不正取扱があったとき、または不正取扱をした疑いがあるとき
- (4) 指定学習塾が行った請求が正当なものでないとき、または請求内容確認書記載内容に不実不備があるとき
- (5) 指定学習塾の事情により、利用者に対する学習塾サービスの提供が困難になったとき
- (6) 「6 指定学習塾の指定の取り消し」により指定学習塾の指定を取り消した日以降に、利用者へ学習塾サービスを提供し、支払いを受けたとき
- (7) その他、利用者への学習塾サービスの提供が実施要綱及び本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき

■支払いの留保

大分市は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、大分市が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。

- (1) 指定学習塾が行った請求に疑義があると大分市が判断したとき
- (2) 指定学習塾が「6 指定学習塾の指定の取り消し」に掲げる事由に該当したとき、または該当するおそれがあると大分市が認めたとき
- (3) 指定学習塾が行った利用者への学習塾サービス提供について、「12 利用にかかる請求

■支払いの取り消し」のいずれかに該当するかまたはそのおそれがあると大分市が認めたとき

※支払い留保後に当該留保事由が解消し、大分市が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認

めた場合には、大分市は指定学習塾に対し、当該金額を支払うものとします。なお、この場合、大分市は指定学習塾に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

13 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

指定学習塾は、指定学習塾としての地位を第三者に譲渡したり、指定学習塾の大分市に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりはできません。

14 個人情報の保護等

指定学習塾は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- (1) 指定学習塾は、利用者への学習塾サービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、大分市の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはなりません。
- (2) 個人情報を利用者へ学習塾サービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに指定学習塾の責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。
- (3) 指定学習塾は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないよう必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。
- (4) 指定学習塾は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を大分市に報告しなければなりません。
- (5) 大分市は、指定学習塾に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、指定学習塾に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、指定学習塾はこれに応じなければなりません。
- (6) 指定学習塾は、(4)の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を大分市に報告しなければなりません。
- (7) (6)の調査及び再発防止策は、指定学習塾の負担にて行うものとします。
- (8) 指定学習塾の責に帰すべき事由により、(4)の事故が生じた結果、利用者、大分市またはその他の第三者に損害が生じた場合、指定学習塾は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。
- (9) (1)から(8)にかかわらず、指定学習塾は、個人情報の重要性に鑑み大分市個人情報保護条例(平成14年12月17日大分市条例第36号)の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。
- (10) 指定学習塾は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。
- (11) ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

15 利用者との紛議等の解決

- (1) 指定学習塾は、学習塾サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、指定学習塾の責任において、解決にあたらなければなりません。
- (2) 指定学習塾は、学習塾サービスの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、指定学習塾の責任において解決するものとします。
- (3) (1)及び(2)の場合、大分市は一切の責任を負わないものとします。

16 損害賠償責任

指定学習塾が実施要綱、本募集要項に違反した結果、利用者、大分市またはその他の第三者に損害が生じた場合、指定学習塾は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。